

令和7年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	令和7年6月27日（金） 午前9時59分～午前11時41分
場 所	八千代市役所旧館4階 第1委員会室
議 題	1 会長・副会長の選出について 2 個人情報保護制度の運用状況について（報告） 3 委託における安全管理措置について（報告） 4 個人情報の漏えい事案について（報告）
出席委員	伊藤会長，三木委員，麻生委員，大段委員，中川委員 日名子委員，曲沼委員
出席職員	健康づくり課 石川課長，吉澤主任保健師 障害者支援課 小澤主査，佐熊主事 給排水相談課 児玉課長，佐藤副主幹 上水道課 高柳主幹，西村副主幹 子ども福祉課 白井課長 学務課 成家主査補
出席事務局職員	法務課 高橋課長，熊井主幹，高根主査補，富田主任主事
公開又は非公開の別	公開
傍聴人数	0人（定員5人）

○熊井法務課主幹 定刻前ですがお揃いですので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。私は、法務課主幹の熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本審議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条の規定により、会議の全部を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、御了知くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、開会に先立ち、総務部長の小倉より挨拶をさせていただきます。

(総務部長挨拶)

○熊井法務課主幹 大変恐縮でございますが、部長につきましては、公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

(総務部長退室)

○熊井法務課主幹 続きまして、今回が委員改選後、初めての開催となりますので、まず委員の皆さまから一言自己紹介をお願いしたく存じます。その後、事務局職員の紹介をさせていただきます。おそれいりますが、あいうえお順で、麻生委員の次に伊藤委員と反時計回りでお願いしたいと思います。それでは、麻生委員お願いいたします。

(委員自己紹介)

○熊井法務課主幹 続いて、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

○熊井法務課主幹 それでは、開会に先立ちまして、現在、議長を務めていただく会長が不在の状況となっております。したがって、会長が選出されまでの間、事務局より、高橋法務課長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋法務課長 それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます法務課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は7人であります。委員数の半数に達しておりますので、これより令和7年度第1回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めますので、御了承願います。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

議題1は、会長・副会長の選出についてでございます。八千代市個人情報保護法施行細則第23条によりますと、会長・副会長は委員の互選により定めることとなって

おりますが、どなたか立候補またはご推薦等ございますでしょうか。

○大段委員 委員として、また専門家としても十分な実績、経験を兼ね備えており、これまで会長職を担っていただいた伊藤委員を推選します。

○高橋法務課長 ただいま、大段委員から、伊藤委員の推選がございましたが、皆様、御異議ありませんか。

(委員了承)

○高橋法務課長 それでは、伊藤委員が会長に就任されました。

伊藤会長、就任の御挨拶をお願いいたします。

(伊藤会長挨拶)

○高橋法務課長 会長が決定しましたので、これ以降は会長が議長となり、会議を進行していただきます。

(伊藤会長が議長席に移動)

○伊藤議長 続きまして、副会長の互選を行います。副会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

(立候補者なし)

○伊藤議長 いらっしゃらないようですので、私から、前期でも副会長をお願いしておりました三木委員を推選させていただきたいのですが、皆様、御異議ありませんか。

(委員了承)

○伊藤議長 それでは、三木委員が副会長に就任されました。三木副会長、就任の御挨拶をお願いいたします。

(三木副会長挨拶)

○伊藤議長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、副会長席へ御移動をお願いいたします。

(三木副会長が副会長席に移動)

○伊藤議長 議題2に入る前に、事務局より本日の会議資料の確認をお願いします。

○富田法務課主任主事 私から、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第、ホチキス止めの議題2 資料「個人情報保護制度の運用状況について」、議題3 資料「委託における安全管理措置について」、議題4 資料「個人情報の漏えい事案について」、参考資料となります。各資料につきましては、ページ番号を記載しておりますので、事務局で議題の説明をする際にページ番号で該当箇所をお示ししますのでよろしくお願いいたします。以上となります。

○伊藤議長 それでは、議題2「個人情報保護制度の運用状況について」引き続き、

事務局より説明をお願いします。

○富田法務課主任主事 それでは私から、議題２「個人情報保護制度の運用状況について」令和５年度、６年度分の報告をいたします。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

はじめに、個人情報取扱事務登録簿、個人情報ファイル簿の登録状況について御説明いたします。議題２の資料１ページをご覧ください。

まず、個人情報取扱事務登録簿、個人情報ファイル簿とは、市の機関が個人情報の収集、保管及び利用状況等を明らかにすることを目的として事務ごとに作成した帳簿で、一般に閲覧できるようにしているものです。個人情報ファイル簿は、個人情報の保護に関する法律、以降は「法」と申し上げます。法第７５条に基づき、取り扱う個人情報の数が１，０００人以上になった段階で作成するもので、登録簿は、八千代市個人情報保護法施行条例第３条に基づき、人数にかかわらず作成するものとなります。

それでは、それぞれの作成状況についてですが、①登録簿の作成件数につきましては、改正法の施行日時点で６６２件であったところ、令和５年度末時点で６５７件、令和６年度末時点で５９６件となります。令和５年度末から令和６年度末の間に６１件減少しておりますが、これは、「個人情報ファイル簿」の様式と整合するよう登録簿の様式を改正したことに伴い、登録簿の再作成を各所属で実施し、その際、業務廃止や事務の統合に伴う整理を行なったためとなります。

②のファイル簿の作成状況につきましては、改正法の施行日時点で１２４件でしたが、令和５年度末時点で１２７件、令和６年度末時点では、１１９件となります。

続きまして、保有個人情報開示請求の処理状況についてご説明いたします。２ページをご覧ください。①の令和５年度においては、請求が２６件となりますが、処理状況といたしましては、取下げを除いた開示決定件数は６４件となります。②の令和６年度においては、請求が２３件、取下げを除いた開示決定件数は２６件となり、市の機関ごとの内訳は、表に記載のとおりでございます。

なお、両年度とも、保有個人情報に関する訂正、削除、中止の請求はございませんでした。

続きまして、３ページをご覧ください。

先程の開示請求に対し、部分開示決定等の不開示とした事由の内訳となっており、不存在を除いて、法第７８条の１号から７号に該当する場合に、不開示情報として、該当箇所を黒塗り又は、全部を不開示として処理いたします。該当した最も多い事由といたしましては、第２号の「第三者の個人に関する情報」が含まれるものとなって

おります。なお、参考資料4が、保有個人情報の開示請求一覧となりますので、後程、ご確認いただければと思います。

また、資料にはございませんが、開示決定に対する審査請求を令和5年度に1件、令和6年度に1件とそれぞれ受けております。令和6年度の審査請求につきましては、現在、情報公開・個人情報保護審査会において審議を行っております。

続きまして、前回の審議会で御意見をいただきました、個人情報の目的外利用及び外部提供につきましては、発生した際の事務手続や実績について、御説明いたします。なお、目的外利用とは、当初の利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することであり、外部提供とは、市の機関以外又は他の行政機関等に、当初の利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することを言います。

当該対応の根拠法令につきましては、資料5ページからの法についての事務対応ガイドの抜粋版中、8ページを御覧ください。法第69条第2項第1号で本人の同意がある場合は、利用目的以外で行政内部での利用、外部への提供ができるとされています。同第2号では、行政機関の所掌事務又は業務の遂行のための利用で相当の理由がある場合は、内部で利用ができるとされています。また、同3号では、第2号と同様の理由で他の行政機関等へ提供することができるとされており、同第4号では、明らかに本人の利益になる場合や特別な理由がある場合は、他の行政機関等へ提供できるものと規定されています。

本市の運用といたしましては、法第69条第2項各号に基づく、目的外利用及び外部提供を行う際は、都度、起案を行うこととしております。その際、担当課のみの判断で実施するのではなく、情報公開班や関係各課の合議を必要とすることにより、業務の適正化に努めております。なお、参考資料5が、目的外利用、外部提供を行う際の起案の作成例となります。

戻りますが、資料4ページをご覧ください。個人情報の目的外利用及び外部提供の処理状況となりますが、令和5年度分につきましては、該当条文ごとの集計作業が未実施であったため、資料につきましては令和6年度分のみとなっております。令和6年度の目的外利用の総件数は920件、外部提供の総件数は69件でございました。目的外利用の内訳といたしましては、市長部局で916件、教育委員会で4件、外部提供につきましては、市長部局で54件、教育委員会で2件、農業委員会で6件、消防長で5件、事業管理者で2件でございました。

目的外利用の主な事例といたしましては、福祉部門での住民基本台帳情報や各種税情報等の利用が多く、外部提供の事例では、第3号に基づくものといたしまして、市

長部局から教育委員会への住民基本台帳情報の提供が多く、第4号に基づくものといましては、火災原因調査事務のため、八千代市社会福祉協議会と日本赤十字社へ提供したものがございました。

議題2の報告は以上となります。

○伊藤議長 御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○三木委員 まず目的外利用、外部提供の実績については、条文ごとの件数を出していただいておりますが、例えば国の行政機関だと、どのファイルにつき何件、目的外利用、外部提供があったのかを運用状況として公表されております。この公表方法だと、何をやっているのかわかりやすくなると思いますので、個人情報取扱事務登録の方なのか、個人情報ファイルの方なのかというのがありますが、いずれかの帳簿ごとに何件あったかを可能であれば集計をしていただくと良いかなと思います。こういうふうに運用状況について報告をするというふうに決めれば恐らく日常的にもそのように情報を集約されるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

2点目なのですが、開示請求の処理状況を見ますと、令和5年度に関しては特定の開示請求がかなりなされたってということなのかなと思ひまして、要は、やっちご意見箱の質問に対する回答についての保有個人情報の開示請求が多く見られて、恐らく回答内容が不満だったのかなと推測されるんですけども、この不存在による不開示決定が結構な数あるのはどうしてなのか、もし理由が分かればお答えください。

○伊藤議長 1点目は御意見、2点目は質問ということでよろしいでしょうか。事務局の方で回答をお願いします。

○熊井法務課主幹 1点目につきましては、検討させていただきます。

○高根主査補 こちらの不開示決定につきましては、開示請求者から、やっちご意見箱で同じ質問を複数回にわたってされておりまして、当初はその都度、担当課が回答しておりましたが、回答した後も繰り返し同じ質問がなされ、既に回答済であったことから、これ以上の回答はいたしかねます、というかたちで対応を打ち切っていたと記憶しております。このことから、回答していないものにつきましては、不存在を理由とする不開示決定で対応したと記憶しております。

○三木委員 御説明ありがとうございました。

○伊藤議長 他に御質問がなければ、議題2については、これで終了いたします。次に、議題3「委託における安全管理措置について」事務局より説明をお願いします。

○熊井法務課主幹 議題3「委託における安全管理措置」について報告いたします。

恐れ入りますが、着座にて、失礼いたします。

「委託における安全管理措置」につきましては、法第66条第1項の規定に基づき、議題3の資料1ページにございます「八千代市長が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」及びその他実施機関についても同様の指針を制定し、4ページ下段の9条「個人情報の取扱いの委託」において、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の必要な措置に関する規定を設けているところです。

前回の審議会では、委託契約事務における適正な運用を図るための対策として、契約手続上の事務に漏れが生じないよう資料8ページの「個人情報の取扱いの委託に係るチェックリスト」を作成し、運用を開始した旨の報告をさせていただいたところです。

しかしながら、近年では、委託事業者の電算システムが不正アクセスを受ける等の被害が増えていることから、委託先が必要な安全管理措置を講じ、適正な運用を行っているかを確認・監督する必要性が増しております。

また、前回の審議会においても、委託の検査について具体的な基準等を検討してまいりたいと申し上げた経緯もございますことから、新たに「八千代市長が定める個人情報を取り扱う業務の委託に係る個人情報保護基準」を制定し、本年度4月以降の契約から適用するよう、庁内での手続及び周知を図ったところでございます。なお、市長部局以外におきましても、同内容の基準を制定してもらい、同様の運用を開始したところでございます。

続きまして、今回制定いたしました「八千代市長が定める個人情報を取り扱う業務の委託に係る個人情報保護基準」についてご説明申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。当該資料は、以降、「基準」と申し上げます。

基準では、委託業務を行う部署において、大きく二つの事項の実施を求めています。

1点目といたしましては、9ページの中段、基準の3の(1)「特記仕様書の提示」となります。

これまでは、委託先に実行してもらう安全管理措置につきましては、資料20ページの契約書の別記となる「個人情報の取扱いに関する事項」に規定し、こちらの実施を求めておりましたが、実際の実施状況を業務担当課が把握、確認を行なっているかが不透明な状況であったことから、契約書の別記は廃止し、資料13ページの「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を新たに作成いたしました。

こちらを委託する業務内容を記した仕様書と一緒に、受託を希望する事業者に提示

することにより、契約前に必要な安全管理措置について把握してもらうとともに、当該特記仕様書に規定している内容を履行することを前提に業務を受託してもらうことといたしました。また、委託先に当該特記仕様書の規定内容を実行してもらうことを目的に、第12条に規定する「個人情報の取扱いに関する管理体制等報告書」資料の17ページのものとなりますが、こちらの提出を義務付け、業務担当課においては、委託先の個人情報の管理責任者及び業務従事者、各種安全管理措置の実施状況等の把握、確認を定型的に行なえるようにいたしました。

2点目といたしましては、戻りまして、資料の10ページをご覧ください。

「5 委託先の検査の実施」となりますが、これまでも個人情報の取扱いが生じる契約に当たっては、契約書の別記において、検査の実施規程を設けていたところですが、業務担当課の裁量で実施するものとの位置付けであり、実施の有無も把握していない状況であったことから、委託先への検査を確実に実施するため、当該基準において具体的な検査の実施方法を定めるとともに、資料23、24ページの検査時に確認する項目をまとめた検査書を新たに作成し、これらを用いて、委託先が継続して、個人情報の安全管理措置を実施しているか適宜、検査を行えるようにいたしました。

また、業務担当部署が行なう委託先への検査の実施状況につきましては、庁内の個人情報を取り扱う部署を対象として行う「個人情報の管理に関する監査」において確認を行ない、実施状況に不備がある場合は、指導や改善命令を行うこととしております。

議題3に関する報告は以上となります。

○伊藤議長 ただいまの説明について、御質問等ございましたら、挙手を願います。

○三木委員 別記から特記仕様書に具体化されたのはとても良いと思います。

ただ例えば最近ですと、卒業アルバムの印刷を請負った業者が、クラウドにデータを保存していて、セキュリティ上の問題で情報が漏れたということがありました。委託の漏えい事案については、以前はハード媒体や資料等、物として割と確認しやすかったと思うんですが、最近ですと業務フローの中で、例えばクラウド上に一時的に保存されとか、最終的なインプットとアウトプット以外のところで一時的に情報が保存されたり、バックアップとして自動的に保存されたりとかが見受けられるので、どこまで各事業者が具体的な説明ができるかわからないんですが、入りと出の部分でのデータの消去とか、データの変換とかだけではなくて、業務フローの中で、どこに個人情報が一時的でも保存されるのかを確認されると、今般問題となっていることに対する対応としては良いのかと思います。今後ルールにするかどうかというよりは、実

際に確認をするときにどういうことまで確認を求めるか、具体的に業務処理フロー上、一時的に保存されるところがあるのであれば、それについての処理状況の確認を要するというのを、徹底していただくと問題が起これにくいかなと思いますので、御検討いただければと思います。

○伊藤議長 ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。

○熊井法務課主幹 現行では、そこまで求めるような仕様にはなっておりませんので、先ほど申し上げた体制の報告書のところでですね、業務フローの提出だとか、その辺の流れもまた添付してもらうような形で対応がとれないか、検討してまいりたいと思います。

○伊藤議長 特記仕様書には一応複製禁止はあるんですね。そうするとクラウドにデータを入れるということになると、クラウド間でのデータを移動させない限りどこかでデータの複写を行っているということで、本来であればやってはいけないということになってしまうじゃないですかね。

○熊井法務課主幹 当市の事例ではないんですが、昨今発生している情報漏えいとしては、委託事業者が業務終了後、データを消去したということで証明書も出したにもかかわらず、実際はデータを消去してなくて、残っていた情報が漏えいしたという事例もありますので、これをやっているから100%防げるかというところではないところにはなってしまうんですけども、できる限り可能性を低くするという観点から、そういったところを突き詰めていきたいと考えております。

○三木委員 様々なものがデジタル化していく中で、システム上のプロセスでできてしまう、従来でいう複製の概念とは違う形で発生してしまうということ、個人情報のデータを処理する過程で、システム上結果的に発生してしまう複製もあることを想定したほうがいいかなと思っております。

これについては、麻生委員にお聞きした方がいいかもしれないんですが、従来考えられていた複製と異なり、データが結果的に複製される場面っていうのが、結構あるかなと思っておりまして、ちょっとその点も踏まえていただければと思います。

○伊藤議長 ありがとうございます。麻生委員どうですか。

○麻生委員 おっしゃる通り、委託させていただく際にお預かりした個人情報のファイルを個人情報を抜いた形に加工して、作るというケースが多々あったりするんですけども、お預かりしたエクセルの非表示シートに個人情報が残っていたりとか、そういうケースが過去に多々あったりしましたので、そこは業者側でエクセルのセキュリティチェックをかけると気付いたりしますので、そこを規則に落とすというよりは

プロジェクトの中で、そういうところが気付きとして双方認識しておく必要があると思っております。

○伊藤議長 麻生委員ありがとうございます。三木委員もよろしいでしょうか。その他、御質問ございますか。なさそうなので議題3については、これで終了いたします。次に、議題4「個人情報の漏えい事案について」事務局より説明をお願いします。

○富田法務課主任主事 それでは私から、議題4「個人情報の漏えい事案について」説明いたします。

資料の議題4 「個人情報の漏えい事案について」を御覧ください。

こちらの一覧は令和5年度、6年度に個人情報保護委員会へ報告を行った情報の漏えい事案になります。個人情報保護委員会へ報告につきましては、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、漏えいした情報に要配慮個人情報が含まれている場合、漏えいした個人情報に係る本人の数が100人を超える場合等が対象となります。

今回、報告させていただく事案の詳細につきましては、担当課より説明させていただきますが、事案一覧のNo.1から6の順で、担当課が異なる事案につきましては、順次職員が交代しますので、御了承ください。それでは、事案1について、健康づくり課から報告いたします。

○石川健康づくり課長 事案1の検診記録票の紛失について説明いたします。

発生部署が健康づくり課と記載されておりますが、詳しくは委託先の医療機関で発生した事案となります。

判明日といたしましては、令和6年2月29日です。

概要といたしましては、市の個別がん検診等委託医療機関である医療法人において、受検者1名分の胸部レントゲン検診記録票、三枚複写のうち八千代市控と受診券を紛失したものととなります。

判明した経緯といたしましては、当課職員が、令和5年12月に当該医療法人でがん検診を受けた市民の自己負担金の還付申請の事務処理をする際に、検診データを確認したところ、データがないことが判明したため、課内に保管されている書類を確認したところ、当該医療法人から、当該市民分の胸部レントゲン検診記録票の「八千代市控」、受診券及び検診データの提出が行われていないことが判明しました。

漏えいした個人情報の概要といたしましては、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・胸部レントゲン検診の所見となります。

発生原因といたしましては、記録票を複写3枚にはぎ取る作業をした部屋と今回紛失した記録票「八千代市控」と受診券を持ち込んだレントゲン室をくまなく搜索しま

したが発見されませんでした。なお、事務処理をする部屋は、日中職員がおり、夜間は施錠し、当直職員もおり、院外の者が侵入する可能性はないことから、不要書類と共にシュレッダーにかけてしまった可能性が高く、院外に情報が漏えいはないと結論に至りました。

発生時の対応といたしましては、当該市民に対し、医療法人から電話で本件の経緯の説明と謝罪を行い、納得され、訪問による謝罪は辞退されました。その後、市からも電話で謝罪を行い、原因究明と再発防止に努め、医師会を通じて、検診の委託医療機関に再発防止の周知を行うことを説明し、当該市民は了解されました。

講じた再発防止策といたしましては、医師会、当該医療法人代表者及び市の職員で会議を開催し、原因究明とそれぞれの機関での再発防止策について協議を行い、各団体に措置することとなりました。各機関の措置といたしましては、資料に記載のとおりとなります。説明は以上となります。

○伊藤議長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございましたら、お願いします。

○三木委員 御報告ありがとうございます。資料に記載された当該医療法人における措置というのがかなり具体的に書いてあるんですけども、問題が起こるとすごく厳しくしようって意識が働いて、色々と手続を重くするんですが、実行可能じゃない状態だと結果的にやらないっていう問題が起こり得ます。これは医療法人側が実行可能、過剰負荷にならない方法なのかが気になりました。何かその点で当該医療法人からお話はありましたでしょうか。

○伊藤議長 担当部署の方より回答できますか。

○吉澤健康づくり課主任保健師 当該医療法人では、2名以上の職員がダブルチェックを実施することになっていたんですが、そこは以前からやっていたんですが、今回抜けてしまったということなので、2名の体制に戻していただくということでお話をいただいております。

○伊藤議長 ありがとうございます。その他ございますか。日名子委員お願いします。

○日名子委員 担当課でお答えできるかは分らないですが、今回の事案において、本人や他の方へ控えを誤って渡してしまった可能性は検討されたんでしょうか。結論として不要書類と共にシュレッダーにかけてしまった可能性が高くとあるんですが、同じ日に何人も検診を受けているのであれば、他の方に紛れ込んでしまうこともあり得るのではないかと、その点が気になりました。

○伊藤議長 担当課でお答えできるようであればお願いします。

○吉澤健康づくり課主任保健師 （検診記録票の用紙を見せながら）受診者に渡す複写式用紙，市が控える複写式用紙，医療機関が控える複写式用紙の様式が全く異なります。受診者に渡すのは3枚目の用紙になります。今回紛失したのは1枚目の市の用紙になり，市が控える書類を誤って他の受診者に渡したとは想定しにくいと考えています。

○伊藤議長 担当課から説明がありましたが，どうですか。

○日名子委員 1番下をはぎ取るから他の方に渡すとは考えられないということかなと思うのですが，たくさんの書類があると重ねて渡してしまうこともあると思いますので，御検討いただければと思います。

○伊藤議長 ありがとうございます。その他ございますか。なければ，次の事案の報告をお願いします。

○富田法務課主任主事 引き続き，事案2について報告をいたします。

○石川健康づくり課長 予診票の紛失について御説明いたします。

発生部署については，こちら委託先の医療機関となります。

判明日といたしましては，令和6年5月8日です。

概要といたしましては，高齢者インフルエンザ予防接種の委託医療機関である医療法人において，1名分の予診票を当課に提出する際に一般郵便にて送付し，紛失したものです。

判明した経緯といたしましては，当該医療法人から提出のあった25枚の予診票のうち，1枚に不備があったため返戻しました。後日，再提出が確認されなかったため問い合わせたところ，当該予診票が見当たらず，院内検索を行いました。一般郵便で提出した際に紛失した可能性が高いとの報告を受けました。

漏えいした個人情報の概要につきましては，氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・既往歴・予防接種の受診先，受診日となっております。

発生原因といたしましては，通常，予診票の提出は，委託配送業社による回収便により行うことになっているんですが，当該予診票は一般郵便を用いて提出したことから，紛失につながったと考えています。

発生時の対応といたしましては，当該医療法人から該当者に連絡し，事案の説明と謝罪を行いました。講じた再発防止策は，予診票を再提出する際は，簡易書留等の記録が残る方法を利用する，院内において送付日の記録管理を徹底する，可能な限り予防接種の回収便を利用することとなっております。説明は以上になります。

○伊藤議長 ただいまの御報告に対して，御意見，御質問がある方いますか。

○三木委員 一般郵便にて送付し、紛失したっていう部分が分かりにくいのですが、郵便トラブルで配送されなかったのか、投函時のトラブルなのか、通常一般郵便で届かないってことは少ないので、状況が分からないです。何か追加で御説明を聞くことはできますか。

○石川健康づくり課長 一般郵便にて投函したんですが、当課には届かなかったという状況です。一般郵便であることから、追跡できませんが、投函後に配送する途中で紛失したという結論に至りました。

○三木委員 投函したというところまでは確認が取れているということですか。

○石川健康づくり課長 報告書の「講じた再発防止策」に、院内の送付日の記録管理を徹底するとありますとおり、当時はいづ誰が出した旨の記録がなされていないことから、確証があるわけではありませんが、一般郵便で提出したと報告を受けております。

○三木委員 配達記録が残る郵便としては、簡易書留だけじゃなくて最近ですとレターパックであれば、郵便局へ行かずに投函して追跡ができますので、恐らくそんなに負担なくできると思います。

今回はイレギュラーなケースっていうことで、通常の回収便で回収したものが、不備があって戻したものっていうことになるので、病院側も通常のフローとは違う処理をしたということかと思います。一般郵便の説明はちょっと腹落ちしない説明ではあるんですけども、他の医療機関も通常の回収ではない形で返送する場合については、こういう方法をとってくださっていうことを、周知徹底をしていただいたほうがいいかなと考えますので、予防接種について該当する医療機関については、徹底を図っていただきますようお願いしたいと思います。

○石川健康づくり課長 他の医療機関につきましても、可能な限り回収便を、若しくは簡易書留等の記録が残る方法を使っていただくよう周知を図っております。

○伊藤議長 文書を出したということでもいいですか。

○石川健康づくり課長 そのとおりです。

○伊藤議長 他に御意見、御質問はありますか。無ければ、事案2については終了させていただきます。事案3については、担当部署が変更になります。

○富田法務課主任主事 それでは事案3について、障害者支援課から御報告いたします。

○小澤障害者支援課主査 障害者支援課主査の小澤と申します。こちらは担当の佐熊です。よろしくお願いいたします。

それでは事案３の郵送物の誤送付による個人情報の漏えいについて説明いたします。
発生場所としては、障害者支援課です。

判明日は、令和６年３月５日です。

概要としましては、令和６年２月２９日に「難病者援護金の支給に係る指定難病受給者証の写しの提出について」という郵便物を窓あき封筒を使用して３７６名に通知しましたが、その内住所地とは異なる送付先への送付の申出がなされたもの２件について、送った文書のデータを確認した結果、支給対象者Ａ氏の分をＡ氏の子であるＢ氏に送り、支給対象者Ｃ氏の分をＣ氏の子であるＤ氏に送るべきところ、入れ違って送っていたことが発覚したものです。

判明した経緯といたしましては、３月５日に、支給対象者Ａ氏の子Ｂ氏より、通知文書に記載されている支給対象者の氏名がＡ氏と異なっている旨の電話連絡があり覚知しました。

漏えいした個人情報の概要といたしましては、氏名、指定難病等受給者証の所持状況となります。

漏えいした個人情報の件数は、２名となります。

発生原因としましては、送付先変更の管理をエクセルで行っており、貼付け作業を行う際に住所と氏名が変更されていないのを気付かず送ってしまったためとなります。

発生時の対応といたしましては、令和６年３月５日事実内容を確認後、Ａ氏の子Ｂ氏に折り返し電話をし、事情の説明と謝罪をした上で正しい文書を郵送しました。Ｂ氏に対し誤って送付した文書を回収したいことを伝えたところ、既にシュレッターで処分していたとのことでした。また、Ｃ氏の子Ｄ氏にも連絡を取り、事情の説明と謝罪をしたところ文書の確認をしていないとのことだったので、誤った文書と正しい文書の差替えを依頼し、速やかに市職員が誤った文書を回収する旨を伝え、後日ご指定いただいた令和６年３月１３日にＤ氏の自宅を訪問し、誤った文書を回収するとともに直接謝罪を行いました。また、再発防止に努める旨を伝えて納得いただきました。

講じた再発防止策といたしましては、送付先変更が行われていない支給対象者に対する担当業務のフローにチェック機能が欠けていたため、業務フローの見直しを行いました。また、他の業務で同様の事例が起きないように課員に対して周知を行いました。また、システムから出力するＣＳＶデータに送付先情報の項目を追加し、チェックできるようにしました。

○伊藤議長 ただいまの報告に対し、御意見、御質問があればお願いします。結果はわかるんですけど、プロセスがわからなくて、エクセルのフィルターの操作を間違え

て、変更されるべきところが変更されず誤送付が起こってしまったということですか。

○佐熊障害者支援課主事 すみません。エクセルのフィルターの操作を誤ってしまった関係で変更されるべきところが入れ変わらずに、そのまま発送されてしまったという形でして、その確認が漏れてしまったため、誤送付が起きてしまいました。

○三木委員 認定番号の入替えを行ったことは問題が起こった原因の1つなんですか。認定番号の入替え作業をシステム上ではなく発送する段階でエクセルで行っていたということですか。

○佐熊障害者支援課主事 そうです。

○三木委員 認定番号の入替え自体は問題なくできていたということによいですか。

○佐熊障害者支援課主事 そうです。

○三木委員 当該エクセルは、他から情報を参照するような作りということで良いですか。

○佐熊障害者支援課主事 送付先のデータは他のエクセルに入っているものでして、その別のエクセルから貼り付けて行っていました。

○三木委員 システムで自動的にデータを参照するものではなくですか。

○佐熊障害者支援課主事 CSVファイルとエクセルデータを突合することによって、ズレがないように貼り付けるのですが、フィルター機能を本来全ての行に設定してから処理すべきところ、追加した部分にフィルター機能を設定することなく処理してしまったため、正しい送付先情報が反映されない状態で、送付してしまいました。

○三木委員 エクセルを使っているとそういうことは起こらないよう関数を使って処理できそうな気がしますので、処理方法を再考していただければと思います。この事務ではシステムから出力されたデータをエクセルで起こしているということですよ。システムには送付先情報が入っているということですよ。

○佐熊障害者支援課主事 そうです。

○三木委員 システムの送付先情報には特別に設定されている方のみ情報が入っているんですか、それとも全ての対象者、同じ住所に送付する場合でも入っているものなんでしょうか。例えば私が自分でデータベースを作る時は、発送する時に出力をする際には送付先情報を使えばいいということで、登録している住所と送付先が全く同じでも違う場合でも、何か最終的な操作とか余計なことが必要ないので、入れたりとかするんですがそういう状態ではないってことですかね。

○佐熊障害者支援課主事 当時は送付先情報に変更がない方については、空欄で表示されるようになっておりまして、送付先の変更がある方のみ表示されるようになって

いました。

○三木委員 今回は空欄の方だったということですか。

○佐熊障害者支援課主事 今回の方についてはシステムで管理せず、エクセルで管理していたため起こってしまった事例でして、この後見直しをさせていただき、システムで管理を行うようにしました。

○三木委員 そうすると今後は同じ作業をしないで発送作業ができるようになったということでしょうか。

○佐熊障害者支援課主事 そのとおりです。

○三木委員 わかりました、ありがとうございます。状況が理解できました。

○伊藤議長 他にございますか。

○大段委員 私もシステムで管理できないか聞こうと思っていましたが、今の回答で解決しました。

○伊藤議長 他にないようであれば事案3については終了したいと思います。

○富田法務課主任主事 それでは、事案4について、上水道課、給排水相談課から報告いたします。

○児玉給排水相談課長 給排水相談課長の児玉です。こちら上水道課主幹の高柳です。私の方から御説明いたします。事案の件名といたしましては、委託先のネットワークへの不正アクセスです。

個人情報を取っている部署といたしましては、上水道課と給排水相談課となります。判明日は、令和6年7月16日です。

概要といたしましては、八千代市上下水道局上水道課が委託している、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社にて、同社のサーバーへの不正アクセスの形跡が確認されました。委託会社が外部調査機関による調査をしたところ、ログ解析によりID・パスワードが搾取されたことが判明し、その後の調査により市内水道利用者の情報流出の可能性を覚知しました。なお、流出の痕跡は確認されておらず、情報が不正に利用された事実も確認されておりません。

判明した経緯といたしましては、VPNを経由して、同社サーバーへの不正アクセスの形跡が確認されたことです。

漏えいのおそれのある個人情報の概要といたしましては、お客様の氏名、住所、水栓番号、使用水量です。

漏えいのおそれのある個人情報の件数といたしましては、116,647件となります。

発生原因といたしましては、「VPNの脆弱性から侵入された可能性」と「Brute Forceアタックを受けた可能性」のいずれか、又は組合せが推定されますが、原因の特定には至っておりません。

発生時の対応といたしましては、市ホームページに掲載するとともに、同社と連名で本人への通知を行いました。

講じた再発防止策といたしましては、本市より提供する個人データは、委託先の社内共用サーバーには配置しないこととし、定められた区域内で取扱うよう徹底を図りました。また、発注者側といたしましては、委託先からセキュリティ対策を書面で提出させ、改善策に基づくセキュリティ対策を実際に講じているか実地検査を行ったところです。以上となります。

○伊藤議長 ありがとうございます。あらかじめ聞いておきたいのですが、委託先へ委託している業務は何ですか。

○高柳上水道課主幹 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社へ委託している業務内容といたしましては、システムデータの更新というところで、こういったお客様情報の更新作業をお願いしているものです。

○児玉給排水相談課長 補足させていただきますと、水道管っていうのがありまして、地図の中に水道管がどこに設置されているのかについての図面をお願いしています。それぞれ御自宅に、こういったメーターが設置されているのか、八千代市の上水道を利用している世帯全部の地図に係る業務です。

○伊藤議長 地図は図面ということになりますが、図面の他に氏名、住所、水栓番号、使用水量のデータ管理ということですか。

○児玉給排水相談課長 メーターっていうのが、皆さんの家にあると思いますけども、メーターもそれぞれ、13ミリとか20ミリとか、異なる口径があります。口径につきましては、全ての世帯に設置されておりまして、口径は料金の算出のため、利用者の名前、水栓番号、所在地、使用水量の情報が確認できるようになっており、それらの情報はマッピングシステムに落としております。

○伊藤議長 ありがとうございます。委員の皆様は御意見、御質問があればお願いします。

○麻生委員 2点質問がありまして、再発防止策に記載されている、「委託先のサーバーには配置しないこととし、定められた区域内で取扱うよう徹底する。」とありますが、委託している業務内容から委託先へ個人データを提供しないと管理ができないのではないかと思いますので、再発防止策を具体的に教えていただきたいです。

2点目は、記載の再発防止策ですと、同じような運用をしている事業があると再度漏えいが発生する可能性があるのではないかと思います。例えば、VPNの脆弱性から侵入されたということでしたら、VPN以外の接続方法にするとか、2要素認証を入れるとかの認証方式を変える方が漏えいを防げるのではないかと思います。それらの具体的な方法についても委託先と話しているのか、教えてほしいです。

○伊藤議長 Brute Forceアタックについても簡単に説明いただければと思います。ネットで調べると、暗証番号を総当たり方式で破るということらしいのですが。

○高柳上水道課主幹 まず、冒頭に説明させていただきましたけれども、情報の漏えいの恐れはありますが、漏えいが確実にあったとは断定されていない状況となりますので、それを前提にお答えします。今回の事案が発生した後、委託先で実地検査を昨年度末に行いました。当該委託業務につきましては、本来は独立した環境で業務を行うこととなっていたのですが、インターネットにつながる環境で作業を行ない、また委託会社のサーバーがBrute Forceアタックに遭いID、パスワードが盗まれてしまったことから、漏えいのおそれがあったという状況です。実地検査では、インターネットが繋がらない独立の環境での作業を徹底していただいているか、確認させていただきました。

○伊藤議長 他に御質問等はございますか。

○三木委員 御説明いただいた内容の確認なのですが、VPNに対して、インターネット回線からの侵入があったということで良いですか。

○高柳上水道課主幹 そのように報告を受けております。

○三木委員 ID、パスワードを盗まれた原因としては、Brute Forceアタックが考えられるということで良いですか。

○高柳上水道課主幹 そのように報告を受けております。

○三木委員 だとすると、総当たりアタックを受けてエラーが出ていたはずですが、システムは止まらなかったということですか。通常は複数回パスワードを間違えると一定時間システムからブロックされるとか、ブロックを解除するために一定の処理が必要になるとかがあると思うのですが、最近ですと二要素認証以外にもありまして、以前は破られていたものが破られなくなっていると思うのですが、当該委託事業者の事案は八千代市だけでなく多くの自治体でも起きているものだとは思いますが、VPNの話だけでなくセキュリティ対策などの基本的なお話は確認されているんでしょうか。

○高柳上水道課主幹 実地検査の際には、作業スペースは施錠が可能な場所で限られた者しか入れないことを確認しております。

○三木委員 IDとパスワードの不一致によるエラーが複数回出てもログインができるという環境は変わっていないということですか。

○高柳上水道課主幹 今回の実地検査でインターネットにはつながらない独立の環境で行われていることの確認だったので、社内のネットワークについての確認はしておりません。

○三木委員 ありがとうございます。先ほど申し上げた内容は基本的な内容なので、委託先に対応していただけるのか、既に対応済かの確認をお願いします。

○高柳上水道課主幹 実施検査の内容に加えて、いただいた御意見の内容について確認をさせていただきます。

○伊藤議長 発注者側として、委託先からセキュリティ対策を書面で提出させたとありますが、セキュリティ対策というのは実際に何をすることになっているんですか。

○高柳上水道課主幹 セキュリティ対策として、独立した環境で作業することとID、パスワード認証を行わないと作業ができない状態にすることを徹底することとしております。

○伊藤議長 Brute Forceアタックは、ID、パスワード認証に対して総当たり的に行われるものなので、それだけだと対策になっていないんじゃないですか。

○高柳上水道課主幹 私の説明が伝わってなかったら申し訳ないのですが、漏えいのおそれがあった情報につきましては、独立した作業環境で取扱うものなので、インターネットのつながらない環境で作業することの確認を取っております。

○伊藤議長 市が持っている情報を委託事業者に渡す必要があるかと思うのですが、受け渡しはCD-ROM等で行うということでしょうか。

○高柳上水道課主幹 CD-ROMではないですが、インターネットを介した提供する方法では行いません。

○伊藤議長 わかりました。ありがとうございます。他にございませんか。なければ事案4については終了したいと思います。

○富田法務課主任主事 それでは、事案5の子ども相談センターの事案について報告いたします。

○白井子ども福祉課長 子ども福祉課の白井と申します。私の方から、郵送物盗難のおそれについて報告させていただきます。

発生部署は子ども相談センターとなります。

令和6年11月13日に判明いたしました。

内容といたしましては、毎月開催している会議に参加する委員に対し、会議の事前資料の要保護児童等情報が記載された文書を、特定記録及び速達郵便で送付しましたが、うち一通の所在が不明となったものです。

判明した経緯といたしましては、送付先より当該文書が届いていない旨の連絡があったことから、特定記録で送付した文書の追跡を行ったところ、配達済みの確認ができました。その後、送付先の当該文書の配達日前後の郵便物を確認したところ、配達されているはずの新聞等を含めて、郵便物の所在が不明であることが発覚し、盗難の恐れがあることを覚知したものです。

漏えいした恐れのある個人情報、要保護児童等の氏名、生年月日、性別、既往歴、児童虐待の通告内容、児童家庭相談の相談内容等で、件数といたしましては、70世帯、259人となります。

発生後の対応につきましては、漏えい等の恐れがありますが、所在不明の原因が判明しておらず、本人に通知を行った場合、要保護児童と加害者が同居している世帯がほとんどである状況から、本人の権利利益を侵害する恐れがあり、かえって混乱が生じる恐れがあるため、本人への通知は行っておりません。

再発防止策といたしましては、当該会議の資料の他にも含めてですね、個人情報を関係機関に送付する際は、特定記録ではなく、原則手渡しでの受領が基本となる簡易書留で送付するもの、またはファイルの暗号化やファイルリンクの有効期限、アクセス制限など、セキュリティが担保されたファイル共有サービスを利用して、データファイルを共有することといたしました。説明は以上となります。

○伊藤議長 ただいまの報告に対して、御意見、御質問があればお願いします。

○三木委員 まず、委員はどういう方々なのか教えていただければと思います。

○白井子ども福祉課長 こちらの会議体が八千代市要保護児童対策地域協議会の進行管理部会というものでして、関係機関としましては、八千代市医師会、八千代医療センター、児童相談所等になります。

○三木委員 委員の送付先には個人宅が含まれているということですか。

○白井子ども福祉課長 送付先は全て機関となっており、個人宅は含まれていません。

○三木委員 機関に送っていて、その機関の郵便物も所在不明になっていて、その中に当該文書も含まれていた可能性が高いということですか。私は別の自治体で要保護の案件に関わったことがあるので、記載内容は想像できるのですが、こういった情報を郵便やデータでやり取りするのがちょっと驚きで、事前に送付する必要がある資料

になるのでしょうか。事前に送付して各機関で何か対応する必要があったりするのでしょうか。

○白井子ども福祉課長 こちらの会議が、主に前月の新規にあった相談等を関係機関間で情報共有する内容となっております。該当者の情報をお持ちの機関につきましては、送付した資料を見ていただいて、情報を会議の場に持ってきていただいて情報共有するような形になりますので、資料としては必要になるものなのかなと考えております。

○三木委員 そうしますと、要は問題があったとしてもご本人に通知しにくいとか、そもそも要保護児童対策地域協議会でケースとして挙がっているかもご自身が認識されてない方が大半だと思います。なので、本人通知が難しいというか、仮に加害者側が持って行っちゃっているとかってなると、それはそれで大変なことになる場合もあるわけですね。今どこにいるかわからないけど、この病院にかかっていると。仮に加害者が持って行ってしまったってなると、すぐに被害が発生しないかもしれないけど、甚大な被害が発生する可能性があるので、全ての資料を事前に送るっていうよりは、何か情報共有とかあとその対応が必要な案件について、どの案件について次回報告、進捗について説明して欲しいのかとか、何かその事前に、資料を送るのではない方法で、対応ができるような方法を考えていただくっていうのを、ちょっと御検討いただけないかなと思います。ファイル共有サービスを使ったとしても相手方がどのようにデータ管理するかについて個別具体的に確認は難しいと思いますし、情報共有が必要なこと自体はその通りだと思いますので、それ自体をするなということではなく共有される情報の所在がわからなくなる方法で行っていただいて、特に今回のように事案が起きて本人に対し説明ができないものについては、本人が自分の知らないところで危険に晒される可能性があることを踏まえると、いただいた再発防止策だと不安があります。対策にはより所在がわからなくなる可能性が増すものも含まれているので、再考いただきたいと思います。

○白井子ども福祉課長 ファイル共有サービスにつきましては、閲覧はできますが、ダウンロードはできないような仕様になっています。また、印刷もできません。

○三木委員 そうしますとクラウド上で閲覧のみが可能で、クラウド上であれば閲覧可能期間の設定もできると思いますので、期限を設けて共有しているということですね。そうすると、紙で送る必要はないということになるのでしょうか。

○白井子ども福祉課長 共有サービスを使える場合に限っては、紙で送付する必要はないと考えます。送る内容についても課内で検討したいと思います。

○三木委員 基本的には、医師会や医療機関が提供先の機関とのことですが、行政機関以外ですとクラウドサービス以外でしか提供できないなどがあるのでしょうか。

○白井子ども福祉課長 クラウドサービスにアクセスできる環境にはなるかと考えます。

○三木委員 そもそもそのような環境で提供が可能なのであれば、紙で送付する必要もあるのかを含めて御対応を御再考いただければと思います。

○伊藤議長 その他ございますか。担当課さんもよろしいでしょうか。なければ事案5の報告を終了いたします。

○富田法務課主任主事 それでは、事案6について、学務課から報告いたします。

○成家学務課主査補 学務課の成家と申します。よろしくお願いいたします。事案の説明をさせていただきます。

事案といたしましては、八千代市立中学校の卒業アルバムの制作に関係した会社への不正アクセス被害による、情報漏えいのおそれとなります。

事案の判明日は令和7年3月4日で、令和7年3月1日付け制作会社から、事故に関わる報告とお詫びの文書が対象の中学校に届いたことを受けまして、当該中学校の校長先生から、教育委員会に報告があり、事案が発覚したものです。

被害の内容といたしましては、令和6年5月に制作会社が運営するシステムにおいて、システムの管理会社に設置されたサーバーが、第三者による不正アクセスの被害に遭ったものです。卒業アルバムがそのシステムを使用して制作され、生徒等の個人情報管理会社のサーバーに保存されておりました。

漏えいしたおそれがある個人情報は、生徒等の氏名及び個人写真の画像データ1,629人分になります。

原因といたしましては、制作会社が運営するウェブサーバーにつきまして、外部機器を交換した際に、設定に不備があり脆弱性が生じて、不正アクセスの被害を受けたものとなります。

発生後の対応といたしましては、事案の概要等につきまして、報道機関への資料配布を行うとともに、市及び教育委員会のホームページに掲載しております。

再発防止策といたしましては、システムの管理会社において、新たなセキュリティソフトを導入して、24時間のフル監視を行うこと、また、業務にて使用するサーバーのメンテナンス計画及び実績を毎月記録して、1ヶ月に1度制作会社に報告すること、以上の対応策をとる旨の報告を、制作会社から受けております。説明は以上になります。

○伊藤議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対して、御質問あるいは御意見があればお願いします。

○日名子委員 一点御質問なんですが、発生時の対応のところで被害の対象となった個人情報の年度が古いものとあるんですけれども、それはどれくらい古いものだったんですか。

○伊藤議長 お願いします。

○成家学務課主査補 被害に遭った個人情報につきましては、2017年度、2019年度及び2020年度になっております。

○伊藤議長 引き続きございますか。

○日名子委員 この卒業アルバムの製作をお願いして、古いデータというのはずっとサーバーに残したままにしておくものなんではないでしょうか。作業が終わったら削除していただくという対応をこれまでなされてなかったのかが不思議なんです。

○成家学務課主査補 学校側が確認を取っていないで、そのまま残ってしまっていたということになっているかと思います。

○日名子委員 その点については、今後作業が終わったらもうデータを持たないようにしてもらったほうが再発防止策としては安全だと思います。

○伊藤議長 ご検討いただけますか。

○成家学務課主査補 かしこまりました。検討させていただきたいと思います。

○伊藤議長 その他ございますか。

○三木委員 この会社って、全国で問題を起こしている会社だと思うんですけども、いろいろ報道を見てますと、残ってないはずのものが残っていたという理解で報道されてるようなんですが、学校は結果的にこの会社が学校側から要求されていたものとは違う個人情報の保有状況だったということになるんですか。それとも八千代市の方は特に何も聞いてなかったもので、残ってるかどうかについては、業者次第だったってことなんですか。

○成家学務課主査補 教育委員会と学校側の認識が甘い点があったと思います。恐らく確認せずに残ってしまっていたのではないかと考えております。

○三木委員 3年度分が対象データということになるんですけど、これは特定の中学校、2つぐらいですかね、1つか2つの中学校ということになるんでしょうか。

○成家学務課主査補 今回被害に遭った中学校は市内で4校ございまして、それぞれの中学校で、漏えいの恐れがある年度は異なっております。

○三木委員 そうすると各年度、みんな同じところが対象であるというわけではない

んですね。

○成家学務課主査補 その通りでございます。

○三木委員 そうしますと、再発防止策のところなんです、そもそも持っているはずがないものをずっと持っていたってところが問題だということになると、制作会社側のセキュリティ対策をちゃんと徹底するってことも大事なんですが、教育委員会、中学校の側で、契約時の条件とか、そういうものについても再発防止策に加えていただく必要があるのかなと思います。今回報告に入る前の審議で、委託に対する市としての対応を伺い、教育委員会でも同様にやっていただくことになると思うんですが、本件との関係でいうと本来は再発防止策でそういうことをきちっと書いて欲しいなというふうに思うところです。以上です。

○伊藤議長 今の点に関して担当課から何か説明はございますか。

○成家学務課主査補 同様の事案発生しないように教育委員会の関係課と確認と連携をとってまいりたいと考えております。

○伊藤議長 ありがとうございます。その他ございますか。ないようなので事案6に関しての報告を終了したいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたけれども、皆様からその他何かございますでしょうか。

(特になし)

事務局の方から何かございますか。

(特になし)

ありがとうございます。それではこれで会議を閉会いたします。

皆様お忙しい中ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。